

議第22号

三島市個人情報の保護に関する法律施行条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 市の機関が法第82条各項の決定をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」と、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「三島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年三島市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、同条第1号中「この条」とあるのは「三島市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用するこの条」とする。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（法第82条第1項の決定に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報が法第2条第1項第1号に規定する電磁的記録に記録されている場合にあつては、市の機関が定める方法による交付。以下この項において同じ。）により開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用（当

該写しの交付を送付により受ける場合にあっては、当該送付に要する費用を含む。)を負担しなければならない。

(施行の状況の公表)

第5条 市長は、市における法の施行の状況に関し、毎年度公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日から施行する。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士